相模原市子ども・子育て会議

公募委員　募集案内

相模原市こども・若者未来局こども・若者政策課

**「相模原市子ども・子育て会議」公募委員の募集について**

１．主な審議内容

次代のさがみはらを担う子どもが健やかに生まれ育つ環境を整え、子どもや子育て家庭を社会全体で支援することを目的とした「さがみはら子ども・若者応援プラン」等の実施状況の点検・評価などを行う委員を募集します。

２．任期

令和７年６月から令和９年５月まで（２年間）

３．会議について

　・会議は公募委員のほか、事業主及び労働者の代表する者、子ども・子育て支援に関する事業に従事する者、医師、学識経験を有する者で構成されます。

・会議の開催回数は年３回程度を予定しています。

（令和６年度の開催時間：平日の午後６時から２時間程度）

・希望により保育を承ります。（２歳以上、未就学児のお子さん対象）

・希望によりオンラインでの出席が可能です。（審議内容等によりご希望に添えない場合もあります。）

４．応募資格・人数等

相模原市在住の１８歳以上の人　３人（選考）

※本市の他の審議会等の委員や職員、議員を除きます。

５．応募受付期間

令和７年４月１日（火曜日）～４月２２日（火曜日）【必着】

６．応募方法及び応募先

　次のいずれかの方法で、こども・若者政策課まで応募してください。

　（１）WEBフォーム

　　　次のURLまたは二次元コードからアクセスし、必要事項を入力して応募してください。

←応募フォームは

こちらから

　　　<https://logoform.jp/form/oWjU/907300>

　（２）応募申込書

　　　必要事項を記入し、次のいずれかの方法で提出してください。なお、提出された応募申込書は、返却できません。

　　　ア　Eメール

　　　　　kw-seisaku@city.sagamihara.kanagawa.jp　あてに送信してください。

　　　イ　郵送

　　　　　〒２５２－５２７７　相模原市中央区中央２－１１－１５

　　　　　相模原市こども・若者政策課　あてに郵送してください。

　　　ウ　直接持参

　　　　　相模原市役所本庁舎本館４階　こども・若者政策課　までご持参ください。

　　　　　（住所：相模原市中央区中央２－１１－１５）

　　　エ　ファクス

　　　　　０４２－７５９－４３９５に送信いただいた上で、お手数ですが、「９．お問い合わせ先」まで送信した旨をご連絡ください。

７．応募申込書の配布場所

　　こども・若者政策課、行政資料コーナー、まちづくりセンター（橋本、中央６地区、大野南まちづくりセンターを除く）、出張所、公民館（沢井公民館を除く）、図書館、公文書館、

子育て支援センター、青少年学習センター

　　※市ホームページからダウンロードすることもできます。

８．選考結果

選考結果は、応募者全員にお知らせします。

９．お問い合わせ先

相模原市役所こども・若者政策課　（本庁舎本館４階）

住　　所　相模原市中央区中央２－１１－１５

電　　話　０４２－７６９－８３１５（直通）

Ｅメール　kw-seisaku@city.sagamihara.kanagawa.jp

相模原市子ども・子育て会議委員応募申込書

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| ふりがな氏　名 |  | 住所 |  〒　　　－　　　相模原市 　　　　　区 ＴＥＬ　　　　　－Eﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ（※任意でお書きください。） |
| 年　齢 | 　　 　歳(令和7年4月1日現在)　 |
| 職　業 |  |
| 　同時期に実施されている、他審議会等への審議会等の公募委員応募の有無（有の場合は応募した審議会等の名称をご記入ください。） | 有・無 | （名称） |
| 応募の動機・抱負など |  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |

**●子育て支援への考えを含めた応募の動機・抱負などを８００字程度でお書きください。**

**（裏面もご使用ください。）**

**●申込書に記載された個人情報については、審議会委員選考業務以外の目的に使用することはありません。**

**●申込書の「応募の動機・抱負など」の欄については、公開されることがあります。**

|  |  |
| --- | --- |
| 応募の動機・抱負など |  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |